

## 品川区キャリアデザイン顕彰制度実施要綱

(制定 平成22年 8月 6日 区長決定 要綱第 98号)

(改正 平成27年 2月 23日 区長決定 要綱第 7号)

(改正 平成27年 11月 26日 区長決定 要綱第 505号)

### (目的)

第1条 この要綱は、自己啓発に取り組み区政に貢献した職員および教職員（以下「職員」という。）に対し、褒賞の意を表し、その功績に報いることにより、職員の職務に対する向上心を喚起するとともに、職員の能力や組織の活力の向上を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 褒賞の対象は、次に掲げる資格等を取得し、資格等に合格し、または点数を満たした職員とする。ただし、同一の資格等で受けられる褒賞は一度限りとする。

区分	資格等
税務・会計系	公認会計士
	税理士
	日商簿記検定1級
建築・不動産・土木系	建築士1級
	技術士
	不動産鑑定士
	土地家屋調査士
	構造設計1級建築士
	設備設計1級建築士
	建築基準適合判定資格
	宅地建物取引士
医療・福祉系	樹木医
	精神保健福祉士
	社会福祉士
	福祉住環境コーディネーター1級
	管理栄養士

語学系	実用英語技能検定 1 級
	実用英語技能検定準 1 級
	中国語能力検定 1 級
	中国語能力検定準 1 級
	韓国語能力試験 6 級
	韓国語能力試験 5 級
	TOEIC800 点以上
情報系	情報処理技術者試験 高度試験
	応用情報技術者試験
その他	公共政策大学院（修了）
	大学院修士課程（修了）

（欠格条項）

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては褒賞を行わない。

- （1） 全体の奉仕者として相応しくない非行を行った職員
- （2） その他褒賞することが適当でないと認める職員

（手続き）

第 4 条 会計管理者、部長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局局長、監査委員事務局局長および区議会事務局局長は、褒賞の対象となる事由が生じたときは、第 1 号様式および対象となる事由を証明できる書類を添えて区長に申請するものとする。

（決定）

第 5 条 区長は、前条による申請を受けた場合は、品川区職員および教職員表彰条例（昭和 27 品川区条例第 8 号）第 2 条に規定する審査会の意見を踏まえ、褒賞の可否を決定する。

（褒賞の方法）

第 6 条 褒賞は、褒状および記念品を贈呈して行う。

（その他）

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は総務部長が別に定める。